

九州大学研究用微生物安全管理委員会規程

平成16年度九大規程第196号
施行：平成17年 4月 1日
最終改正：平成29年 3月31日
(平成28年度九大規程第97号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第1項の規定に基づき、研究用微生物安全管理委員会（以下「委員会」という。）の具体的な任務、組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究用微生物の分類に関する事。
- (2) 研究用微生物の利用、保管及び供与の承認等に関する事。
- (3) 指定実験室及び微生物管理区域の安全設備及び運営に関する事。
- (4) 事故発生時及び災害時における措置に関する事。
- (5) 微生物取扱者に対する健康管理に関する事。
- (6) その他研究用微生物の安全管理に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究院長
 - (2) 研究用微生物を取扱う施設を置く部局の教授、准教授及び講師のうちから選ばれた者 各1人
 - (3) その他総長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に委員長を置き、医学研究院長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会等)

第6条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部環境安全管理課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に九州大学研究用微生物安全管理規則（平成16年度九大規則第83号。以下「安全管理規則」という。）の規定に基づき、研究用微生物安全管理委員会の委員に任命されている者は、この規程の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、安全管理規則による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成18年度九大規程第85号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第43号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第122号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第30号）

この規程は、平成24年10月10日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則（平成24年度九大規程第86号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第110号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第120号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第97号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。